

返戻金について

当法人（株式会社ミラビト）がご紹介した求職者が入職後に、求職者本人の事由により退職した場合、または紹介先（求人者）の就業規則に基づき解雇となった場合には、当法人は返戻金制度を設けており、下記の条件に応じて返戻いたします。ただし、紹介先（求人者）の一方的な解雇や、内定時の処遇・労働条件と著しく異なることに起因する退職については、本規定の対象外とします。

1. 内定通知前

甲（受入法人）、乙（当法人）、丙（候補者）のいずれかの事情により採用に至らなかった場合、違約金は発生しません。

2. 内定通知後

1. 甲の事情による内定取消しの場合

甲は乙に対し、「入国（就労）」費用を負担するものとします。
※費用の詳細は「人材紹介に関する基本契約書」に基づきます。

2. 丙の事情による辞退の場合

違約金は発生しません。

3. 入職後の退職

丙が入職後に退職した場合、以下の条件に基づき返戻を行います。

- 就労開始後 1 ヶ月以内：「面接から入職までの費用」の **80%返戻**
 - 就労開始後 3 ヶ月以内：「面接から入職までの費用」の **50%返戻**
 - 就労開始後 6 ヶ月以内：「面接から入職までの費用」の **30%返戻**
-

4. 返戻方法

返戻は、甲が乙へ丙の退職を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座へ銀行振込により行います。

なお、銀行振込手数料は乙の負担とします。

また、双方の協議により、他の採用決定者に対する費用と相殺することができるものとします。

株式会社ミラビト
職業紹介責任者 菅野 竜平